

【公売（窓口入札）の留意事項】

1 公売について

公売は、地方税法の規定により準用する国税徴収法に基づく滞納処分（強制換価手続き）です。

入札に参加する場合は、以下の留意事項に従ってください。

2 入札参加者の制限

下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 国税徴収法第 92 条（買受人の制限）に該当する者
- (2) 国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）を適用する者
- (3) 未成年者
- (4) 暴力団員等（国税徴収法第 99 条の 2 関係）

3 公売保証金（国税徴収法第 100 条関係）

公売公告に公売保証金が定められているときは、公売保証金を納付したあとでなければ入札に参加することはできません。

公売保証金の納付方法は「現金」「振込」「現金書留」の 3 種類ありますが、納付方法によっては納付した事実確認に日数を要するため、日数に余裕をもって納付してください。

また、公売保証金を納付する際は、「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振込依頼書」「暴力団員等非該当陳述書」を併せてご提出ください。

4 入札場所及び入札方法

公売公告に定める入札場所及び入札期間中に入札書を提出してください。

入札書は窓口に備え付けてあります。

5 入札書（国税徴収法第 101 条関係）

入札書の記載方法は「入札書（記載例）」を参考に記載してください。

「入札書（記載例）」は窓口に備え付けてあります。

(1) 記載事項

- ・入札年月日
 - ・入札者の住所、氏名
 - ・入札者の電話番号
 - ・売却区分版号
 - ・入札価額（必ず先頭に「¥」マークを付けてください。）
- ※ 入札価額は納付済みの公売保証金を含めた総額で記載してください。
- ※ 入札価額は公売公告に記載した「見積価額（最低公売価額）」以上の金

【公売（窓口入札）の留意事項】

額を記載してください。

- (2) 入札書を書き損じたときは、訂正や末梢をしないで新しい入札書を使用してください。
- (3) 一度提出した入札書は、期間内であっても、引き換え、変更または取り消しをすることはできません。
- (4) 入札者は、同一売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。提出した場合は入札書の全てが無効となります。

6 開札（国税徴収法第101条関係）

開札は公売公告に定める入札場所及び開札日時に行います。

入札者は開札に立ち会うこととなっていますが、立ち会えない場合は登別市役所職員の立会により行います。

7 最高価申込者の決定（国税徴収法第104条、第106条関係）

売却区分番号ごとに、入札価額が最低価額以上かつ最高価額である入札者の「氏名」「価額」を読み上げ、入札終了の告知をします。

また、最高価申込者の「氏名」「価額」を公告します。

入札結果の電話連絡を希望する場合は、入札書にその旨記載してください。

8 追加入札（国税徴収法第104条関係）

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合、再度期間を定め、その方同士により追加入札を行います。

追加入札においてもなお入札価額が同じときは、くじにより最高価申込者を決定します。

9 次順位買受申込者の決定（国税徴収法第104条の2関係）

最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額による入札者から次順位により買受けの申込があるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。

ただし、次順位買受申込者は最高価申込者決定後ただちに行う必要があることにご留意願います。

10 売却決定（国税徴収法第113条関係）

売却決定は公売公告に記載した日時において、入札書の「入札価額」欄に記載された金額で行います。

【公売（窓口入札）の留意事項】

1 1 売却代金の納付（国税徴収法第115条関係）

売却代金の納付は、公売公告に記載された代金納付期限までに納付してください。

なお、公売保証金を納付している場合は、売却代金から公売保証金を差し引いた金額を納付していただくことになります。

1 2 売却決定の取消し

（国税徴収法第115条、第117条関係）

公売公告に定める代金納付期限までに買受人が買受代金を納付しない場合は、売却決定を取り消すことがあります。

なお、上記の場合に公売保証金の納付があるときは、公売保証金は返還されない点にご留意ください。

また、買受人が買受代金を納付する前に換価財産に係る滞納税の完納の事実が証明された場合は、売却決定を取消しますが、この場合の公売保証金は買受人へ返還します。

1 3 代金納付の効果（国税徴収法第116条、第118条関係）

買受人は買受代金を納付したときに公売財産を取得します。

換価財産が不動産の場合、買受代金の納付確認後、売却決定通知書を交付します。（動産の場合は交付を省略可能）

買受代金納付後に生じた財産上の危険（焼失、盗難等）は、買受人が負うこととなります。

1 4 所有権移転（国税徴収法第121条、123条関係）

換価財産が不動産である場合など、権利の移転につき登記を要するものは、不動産登記法その他の法令に別段の定めがある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転登記嘱託を行う必要があります。

また、登録免許税その他の登記に要する費用は買受人の負担となるため、換価財産によっては買受代金の他に発生する費用があることにご留意ください。